

令和4年1月25日

コロナ支援金のご案内

事業復活支援金

令和3年度の補正予算で「事業復活支援金」が決定になりましたので別紙の通りご案内いたします。

「事業復活支援金」の対象となる顧問先様におかれましては、基本的には自社で申請手続きを行って頂きたいのですが、弊社に申請手続きを依頼される場合には担当者または下記連絡先までご連絡をお願いします。

■申請手続きでは「登録確認機関」の事前確認が必要です。

※ 一時支援金・月次支援金の受給者は事前確認不要 ※ 弊社は 事前確認登録機関 となっています。

■申請手続きに関する報酬額

- ・申請手続き一式(事前確認含む) ⇒ 55,000円(税込)
- ・申請手続きは自社で事前確認のみ依頼⇒ 別途ご相談ください。

I T O 税理士法人

Tel : 011-222-2128